

保険金の指定代理請求制度における 被保険者同意の意義

上 原 純

第1章 はじめに

第2章 総論

第1節 指定代理請求制度の構造と被保険者同意の意義

第2節 商法・保険法上の被保険者同意との峻別

第3章 各論

第1節 被保険者同意の欠缺

第2節 被保険者同意の撤回

第4章 おわりに

第1章 はじめに

保険実務上、三大疾病保険⁽¹⁾やがん保険等の傷害疾病定額保険契約⁽²⁾、あるいは生命保険のリビングニーズ特約⁽³⁾等においては、被保険者自身が保険金の受取人となるのが原則である。しかし、これらの保険では、保険事故発生時に於いて、当該被保険者が重篤な状態であったりすることが想定されるため、その者自身が保険金の請求をすることが事実上不可能となる場合がある。そこで、被保険者兼保険金受取人が自分で保険金を請求できない特別の事情⁽⁴⁾があるときに、保険契約者が予め指定した者（指定代理請求人）による保険金請求を可能とする制度（指定代理請求制度）が、約款上設けられている。

本稿は、この指定代理請求制度について若干の考察を試みるものである⁽⁵⁾。なお、この制度の法的諸問題について論じる、いくつかの先行研究は存在するが⁽⁶⁾、本稿では、以下に述べる趣旨から、保険金請求権の権利主体であるところの「被保険者兼保険金受取人⁽⁷⁾」の制度への関与、という点に論点を絞るこ

ととしている。

そもそも、指定代理請求制度は、被保険者の保険金請求権行使の便宜を図るための制度であり、端的には、被保険者のための制度というべきものである。にもかかわらず、この制度を利用するか否かの意思決定、あるいは利用するとして誰を指定代理請求人とするかの意思決定の権限は、約款上、被保険者本人ではなく、保険契約者に留保されている。そして、本来、制度の中心に置かれるはずの被保険者には、自らの意思を表明する唯一の手段として、保険契約者の意思決定に同意するか否かを選択する権利が与えられているに過ぎない。そこで、指定代理請求制度における、この「被保険者同意」が、如何なる法的意義を有するか、ということについて考察しようというのが、本稿の目的とするところである。

なお、人保険契約では、保険契約者と被保険者が同一人である場合と、別人である場合の二通りが想定される。このうち前者（同一人）の場合には、指定代理請求にかかる意思決定権者は、保険契約者兼被保険者となるから、もはや「被保険者同意」について特別に論じる必要はない。そこで、本稿では、特に断らない限り、保険契約者と被保険者が別人である保険契約（他人の生命・傷害・疾病の保険契約）を念頭に、以下の検討を進めるものとする。

第2章 総論

第1節 指定代理請求制度の構造と被保険者同意の意義

實際上、保険会社ごとに、指定代理請求制度の内容には若干の相違が見られるが、まずは、制度の核となる共通部分を確認しておく必要がある。さしあたり、本稿では、「被保険者が保険金受取人となる保険契約において、被保険者が保険金を請求できない特別な事情があるときに、被保険者の同意を得て保険契約者が予め指定した者（指定代理請求人）による保険金請求を可能とする、約款上の制度」という形で、指定代理請求制度を大まかに定義しておく⁽⁸⁾。

さて、このような指定代理請求の仕組みは、取りも直さず、他人（指定代理請求人）への保険金支払いによって、保険金請求権の消滅という効果を権利者本人（被保険者）に帰属せしめることを意味する。このような効果を法的に根拠付けるには、当該他人（指定代理請求人）が、保険金の請求に関し、権利者

本人（被保険者）を代理する権限（代理権）を有しているものと理解するのが、自然な解釈であろう。すなわち、指定代理請求人を被保険者の代理人と解する考え方である。

そうすると、この場合、指定代理請求人の代理権の根拠を何に求めるかが問題となる。理論上、代理は、代理権の発生原因により、「法定代理」と「任意代理」に分けられる。親権者、後見人、不在者財産管理人、相続財産管理人等のように、法律の規定に基づいて代理権が生じるものが法定代理であり、これに対し、本人の意思に基づいて代理権が生じるものが任意代理である。

指定代理請求人の代理権についていえば、それが法律の規定によって生じるものでないことは明らかであるから、任意代理によるものと解される⁹⁹。そして、任意代理権は、その発生を意図する「授権行為」を不可欠の要素とする。この授権行為については、学説上、これを本人と代理人との間の契約（無名契約）と解する説と、本人の単独行為と解する説があるが、いずれにしても、代理権を授与する旨の本人の意思に基づくことが要件とされる点では相違がない。

したがって、指定代理請求人に任意代理権を認めるためには、その前提として、保険金請求権利者本人（被保険者）による授権行為が存在していることが必要となる。しかし、指定代理請求制度を利用するか否かの意思決定、あるいは利用するとして誰を指定代理請求人とするかの意思決定の権限は、約款上、保険契約者に留保されており、本人（被保険者）にはない。本人（被保険者）の意思の関与が認められるのは、唯一、被保険者同意という形式においてのみである。つまり、指定代理請求制度における被保険者同意の意義は、保険金請求権利者本人の授権行為と解すべきことになる¹⁰⁰。

もっとも、指定代理請求にかかる意思決定の権限を、約款上、はじめから被保険者本人に与えるようにしておけば、被保険者同意を授権行為と解するような、迂遠な方法をとる必要もない。意思決定の権限を保険契約者に与えるという現行の制度設計は、論理必然的なものではなく、被保険者本人を意思決定権者とするようなアイデアも、あってよいはずである。

なお、保険契約者を意思決定権者とする現行制度の趣旨については、保険契約の当事者は保険契約者であり、被保険者は単に関係者に過ぎないうえに、この指定代理請求方式が保険契約の一制度として組み込まれていること、また、保険金請求権が支払事由発生までは不確定債権（条件付の請求権）であり、か

つ、保険契約を法人契約に変更することにより被保険者の条件付の保険金請求権も消滅してしまうこと、といった事情から説明されている⁹⁹ようである。この点に関し、私見としては次のように理解する。

まず、保険契約者と被保険者兼保険金受取人が別人となる保険契約を前提とした場合、そこには、保険契約者を要約者、保険者を諾約者、被保険者兼保険金受取人を受益者とする「第三者のためにする契約」の関係が見出される。そして、この契約における指定代理請求人は、受益者の諾約者に対する請求権に関する代理人ということになる。この場合、自らの出捐により受益者に権利を与える要約者が、受益者の代理人指定の権限を要約者自身で保持しておきたいと欲することは、当然あり得るものと思われる。また、そのようなニーズに基づく契約を要約者・諾約者間で合意することが、公序良俗に反し無効と解されるわけでもない。指定代理請求制度において、代理人指定権が要約者に留保されるとしても、そのこと自体は、必ずしも不合理なものとはいえない。

ただし、要約者・諾約者間の合意のみによって選任される代理請求人は、受益者本人の授權を得ていない以上、民法上の任意代理人と解することはできない。そこで、現行制度は、受益者（被保険者本人）の授權行為としての同意を要件とすることで、代理人指定権を要約者が留保しつつ、任意代理権の問題を克服しようとしたものと理解されるのである¹⁰⁰。

第2節 商法・保険法上の被保険者同意との峻別

さて、通常、人保険における被保険者同意というときには、他人の生命の保険や、他人の傷害・疾病の保険に関し、商法674条、677条2項、あるいは保険法38条、45条、67条、74条に規定される被保険者同意を指すことが多い。この場合の被保険者同意の趣旨は、一般に、保険の賭博的利用や道徳的危険を排除するためと理解されている。

指定代理請求制度も、人保険に関する制度であり、また、保険契約者と保険者との間の契約（約款）に基づく制度であることから、一見すると、指定代理請求制度における被保険者同意と、商法・保険法上の被保険者同意（とりわけ、指定代理請求制度との関係の深い、傷害疾病定額保険契約に関して保険法67条、74条に規定される被保険者同意）との混同をきたすおそれもあるように思われる。

しかし、前節に述べたとおり、指定代理請求制度における被保険者同意の意義は、保険金請求権利者本人による授權行為という点に認められる。したがって、商法・保険法上の被保険者同意と、指定代理請求制度における被保険者同意とは、その表面上の類似性にもかかわらず、全くの別概念であって、何の関係もないものと理解しなければならない。

このことは、あまりにも自明のことかもしれないが、後に述べる個別論点（被保険者同意の撤回）との関連でも、若干、言及するため、ここで敢えて意識的に強調しておくものである。

第3章 各論

第1節 被保険者同意の欠缺

前章では、指定代理請求制度における被保険者同意の意義について、これを保険金請求権利者本人による授權行為と理解すべきことを述べた。本章では、このことを踏まえつつ、保険実務上の具体的問題となり得る個別論点についての検討を試みる。

まず、本節では、指定代理請求において、被保険者同意を欠く場合の考え方について言及する。無論、制度上、被保険者同意は、指定代理請求人の指定手続き上の要件とされており、原則として、被保険者同意を欠いたまま指定代理請求人が指定されることはないはずである。しかしながら、保険者側の事務手続き上のミスがある場合や、被保険者の同意に何らかの瑕疵がある場合等、不慮の事態として被保険者同意を欠いた指定代理請求が行われることはあり得る。

そこで検討するに、前章での議論を踏まえるならば、制度上の要件である被保険者同意がないということは、指定代理請求人に対する被保険者本人の授權行為を欠くことを意味する。そして、本人の授權行為を欠く以上、指定代理請求人には被保険者を代理する権限がない（無権代理）と解すべきことになる。

すなわち、被保険者同意を得ていない指定代理請求人には、保険金の請求に関する代理権がないことになり、保険者は、指定代理請求人への保険金支払を以って、被保険者本人に対し保険金債務の消滅を主張することができない。したがって、被保険者同意を欠く場合、そのことを保険者が知っているのであれば、二重弁済の危険を回避するため、指定代理請求人への保険金の支払いを拒

絶しなければならない。

逆に、被保険者同意を欠いていることを保険者が知らない（善意）で、指定代理請求人に保険金を支払った場合には、表見代理の成否が問題となる。すなわち、代理権不存在を知らなかったことにつき保険者側に過失がない場合には、保険者が保護される可能性がある（民法 109 条類推⁷⁹），ということである。この場合、保険者側の過失の有無のほか、被保険者側の代理権授与（同意）の表示がどのような態様においてなされたか、といった点も重要な考慮要素となる。

なお、被保険者の同意は、必ずしも指定代理請求人の指定の当初時点においてなされていなくても、事後、指定代理請求人による保険金請求時までに行われていれば、有効な授權行為と解してよいと思われる。指定代理請求制度において代理権の有無が問題となるのは、保険金請求時であると解されるためである。

また、被保険者同意を欠いたまま指定代理請求人に保険金が支払われた後でも、被保険者本人による追認がある場合には、保険金請求権の消滅の効果を被保険者本人に帰属させることは可能と解される（民法 113 条類推）。他方で、被保険者本人の追認が得られない場合には、指定代理請求人に代理権がないことにつき保険者が善意で、かつ、知らなかったことにつき無過失であるときには、当該指定代理請求人が、保険者に対し損害賠償責任を負うと解される（民法 117 条類推）。

第2節 被保険者同意の撤回

生命保険契約や傷害疾病定額保険契約は、一般に、相当の長期間にわたり継続することが予定されている。したがって、被保険者が、一度は指定代理請求人の指定に同意したものの、指定代理請求人との間の信頼関係の変化等の事情により、後に同意を撤回したいと望むこともあり得る。本節では、被保険者が一度有効にした指定代理請求にかかる同意を、一方的に撤回することが可能か、という問題を検討する。

前章に見たとおり、指定代理請求制度における被保険者同意は、保険金請求権利者本人による授權行為と理解される。したがって、その同意の撤回は、指定代理請求人の代理権を消滅させる行為、すなわち代理人の解任を意味するこ

とになる。

現行制度上、指定代理請求にかかる意思決定の権限は、すべて保険契約者にあるものとされており、指定代理請求人の指定のみならず、その解任についても保険契約者がすることができる⁹⁰。したがって、被保険者が指定代理請求人の解任を望む場合、原則としては、保険契約者による請求手続きを通じてすればよい、ということになる。

問題となるのは、被保険者の要請にもかかわらず、保険契約者が指定代理請求人の解任をしない（拒否する）場合において、被保険者の一方的な意思表示（同意の撤回）により、指定代理請求人の代理権を消滅させることができるか、ということである。なお、かかる被保険者同意の撤回の可否については、約款上、特段の規定がないのが通例のようである。

被保険者同意の撤回に関して規定する当事者の特約がないとすると、民法の規定が手掛かりになるであろう。民法上、代理権は、委任の終了によって消滅するものとされる（111条2項）。そして、委任の終了事由の一つとして、民法651条1項は、委任契約につき、「各当事者がいつでもその解除をすることができる」と規定する。この民法651条1項が、委任契約の自由な解除を認める趣旨については、委任が契約当事者の信頼関係を基礎とする契約であるから、その信頼がなくなったときにはいつでも解除できるのが委任の性質に合うためであると、一般的には理解されている。

指定代理請求制度においては、本人（被保険者）と代理人（指定代理請求人）との間に、委任契約のような何らかの授権のための契約が締結されることは、必ずしも予定されてはいない。制度上確保される唯一の授権行為は、本人（被保険者）の同意という、一種の単独行為である。しかし、民法651条1項が委任契約の自由な解除を認める趣旨であるところの、当事者の信頼関係（とりわけ、委任者の受任者に対する信頼）は、委任契約に基づくものであると、本人の単独行為（同意）に基づくものであるとにかかわらず、授権行為の前提となる要素として等しく認められてよい。代理人に対する本人の信頼が失われた場合に、契約による授権が撤回できるのであれば、単独行為による授権であっても撤回できて然るべきである。

したがって、民法651条1項の趣旨に照らし、指定代理請求制度における被保険者同意、すなわち授権行為は、特約のない限り、被保険者本人の意思によ

る自由な撤回が認められるものと解すべきであろう。

ただし、被保険者同意の撤回による代理権の消滅は、善意無過失の相手方（保険者）には対抗できないと解される（民法112条類推）。したがって、同意撤回の効果を貫徹するため、被保険者としては、少なくとも保険者にはそのことを通知する必要があると考えられる。

ところで、民法651条1項は任意規定と解されており⁹³、授權の撤回ができない旨を当事者が特約することは妨げられない。したがって、あくまで仮定の議論ではあるが、指定代理請求制度において、被保険者同意の撤回ができない旨の約款の規定が存在していたとすると、かかる約定は有効と解すべきか、ということが問題となる。

任意代理一般につき、授權行為の撤回権を事前放棄することも、公序良俗に反しない限り有効と解されている⁹⁴。そして、授權の撤回ができない特約が合意される典型例として、いわゆる「代理受領」という仕組みがある。これは、債権者が債務者に対する債権の担保を得る目的で、第三債務者に対して債務者が有する債権を債務者に代わって取り立てる代理権を債務者から受ける、というものである。すなわち、代理受領においては、代理人（債権者）自身の利益のために代理権が利用されており、この場合、本人（債務者）が一方的に授權を撤回できてしまうのでは、代理受領の目的を達することができなくなってしまう。そこで、授權の撤回権を事前放棄する特約も、代理受領に関しては一般に有効と解されている。

他方、あくまで被保険者のための制度として存在する指定代理請求制度においては、代理受領におけるような、代理人自身の利益に配慮すべき特別の事情は、原則として想定されない。したがって、仮に、被保険者同意（授權行為）の撤回を認めない旨の約款規定があったとしても、それが直ちに公序良俗違反と解されるかはともかく、その規定の効力を文字通りに認めることには慎重であるべきではないかと思われる。

なお、本節の論点によく似た問題として、商法674条1項の被保険者同意の撤回の可否の議論がある。すなわち、生命保険契約の締結について一度有効に同意した被保険者が、その後、同意を一方的に撤回することができるか、という問題である。通説は、被保険者同意の撤回はできないと解する⁹⁵。被保険者がいつでも一方的に特段の理由なく同意を撤回できるとすれば、保険契約の効

力があまりにも不安定になり、保険契約者、保険金受取人あるいは保険者の利益を害するためである。また、このような商法上の解釈は、保険法（38条、67条）の被保険者同意においても基本的に維持されている⁹⁹。

しかし、商法・保険法における被保険者同意が撤回できないと解されるからといって、そのことを根拠に、指定代理請求制度における被保険者同意の撤回もできないと解することは、適切ではない。商法・保険法上の被保険者同意と、指定代理請求制度における被保険者同意とは、法的性質において似て非なる、全くの別の概念だからである（前章第2節参照）。

第4章 おわりに

以上、本稿は、指定代理請求制度における被保険者同意の意義に焦点を当て、若干の考察を試みたものである。まず、第2章では、総論として、指定代理請求制度における被保険者同意を任意代理権の授權行為と解すべきこと、また、それ故に、商法・保険法上の被保険者同意と峻別すべきことを述べた。そして、第3章では、各論として、「被保険者同意の欠缺」および「被保険者同意の撤回」という、実務上問題となり得る個別論点について言及した。

これらの検討内容を踏まえ、最後に一言すると、保険者が指定代理請求制度の利用を勧奨する場合には、保険契約者に対し制度の説明義務を負うのは当然として、保険金請求権利者本人である被保険者の同意を得る際にも、その同意が法的に如何なる効果を生じるのか、ということについて、被保険者の正しい理解を得るべく、実務上の努力が求められるように思われる。あるいは、指定代理請求制度に関する限り、保険契約者に対する説明以上に、被保険者同意の取得にこそ慎重を期すべき、といっても過言ではないのかもしれない。十分な説明もなく、単に形式的に被保険者同意を得るような取扱いをすれば、その結果、後に同意（授權行為）の瑕疵を主張される等、保険者自身が保険金の二重弁済等の危険を負うことになるからである。

(1) がん、急性心筋梗塞、脳卒中の三大疾病を保障対象とする保険契約。

(2) 保険契約のうち、保険者が人の傷害又は疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するもの（保険法2条9号）。

- (3) 被保険者が医師に余命6か月以内と診断された場合、死亡保険金の前払いを請求できる、生命保険の特約。
- (4) 典型的には、本人が心神喪失の状況にあって請求できない場合や、本人が余命や病名（がん等）を知らされていないために請求できない場合等が想定される。
- (5) なお、本稿中に示す見解は筆者個人の私見であり、筆者の所属する組織の見解とは無関係である。
- (6) 実務家による先行研究として、篠原晴人「生前給付型保険の指定代理請求制度」生命保険経営 61巻3号（1993年）3頁以下、五十嵐徹「リビングニーズ特約約款上の諸問題」生命保険経営 65巻6号（1997年）154頁以下、小林雅史「指定代理請求制度について」生命保険経営 77巻5号（2009年）101頁以下がある。
- (7) 以下、特に断らない限り、単に「被保険者」という場合には、「被保険者兼保険金受取人」を意味する。
- (8) また、実務上は、指定代理請求人の範囲について、「被保険者と同居または生計を一にする被保険者の配偶者または三親等内の親族」等と限定を加えるのが通例である。
- (9) 先行研究はいずれも、指定代理請求人の代理権を任意代理権と解する点で一致する（篠原晴人前掲論文10頁、五十嵐徹前掲論文165頁、小林雅史前掲論文119頁）。また、指定代理請求人の有する代理権の内容について、五十嵐徹前掲論文163頁、小林雅史前掲論文106頁は、保険金の代理請求および代理受領の権限であるとする（ただし、篠原晴人前掲論文7頁は、指定代理請求人が代理する保険金受領権は「あくまで保険金受取人のために受領することに限定されることに留意する必要がある」と説く）。
- (10) なお、保険会社によっては、保険契約者による指定代理請求人指定時のほか、指定撤回時においても被保険者同意を要件としている約款の例がいくつか見られる。かかる指定撤回時における被保険者同意は、被保険者本人の意に反して代理人を解任されない利益を確保するためのものであり、本文にいう「授權行為としての被保険者同意」とは趣旨を異にするものと解される。
- (11) 篠原晴人前掲論文11頁。
- (12) なお、一部の保険会社の約款では、指定代理請求人が指定されていない等、指定代理請求人を欠く場合の補充受取制度として、被保険者の配偶者や三親等内の親族等の一定の範囲内の者が保険金を代理請求できる規定を設けている例がある（小林雅史前掲論文115頁）。また、指定代理請求制度創設前の先行制度としてかかる補充受取制度が導入されていたという経緯もある（同上117-118頁、篠原晴人前掲論文8-10頁）。いずれにしても、当該補充受取制度の下では、当該一定範囲内の者が保険金を代理請求することについて、被保険者同意という形式による本人の授權行為は要件とされていない。このような、被保険者同意を要件としていない代理請求制度については、民法上の任意代理と理解することはできないため、契約条項（約款）を根拠とする便宜的保険金支払制度と理解するほかにないと思われる。私見としては、代理請求人への保険金支払により免責される旨の契約条項（約款）に基づき、諸約者（保険者）が受益者（被保険者）に対抗することは、民法539条により、一応可能ではないかと考えているが、なお検討を要しよう。
- (13) ここで「類推」としているのは、民法の表見代理（109条）の規定が、法律行為（あるいは契約）の代理に関する規定であるのに対し、保険金の請求行為自体は法律行為（あるいは契約）ではないため、この民法規定が直接に適用されるわけではないが、類推適用は可能と解されることによる。以下、本稿中の民法規定の類推適用（民法113条類推、117条類推、112条類推）についても同じ。
- (14) ここでいう「解任」とは、具体的には、指定代理請求人の指定撤回や、指定代理請求にかかる特約自体の解約といった保険契約者の行為を意味する。
- (15) 幾代通・広中俊雄編『新版注釈民法（16）債権（7）』有斐閣（1989年）282頁〔明石三郎執筆〕。
- (16) 四宮和夫・能見善久『民法総則（第7版）』弘文堂（2005年）282頁。
- (17) 江頭憲治郎「他人の生命の保険契約」ジュリスト764号（1982年）64頁、山下友信『保険法』

有斐閣（2005 年）271 頁。

- ⑧ ただし、保険法（58 条、87 条）では、一定の事由がある場合に、被保険者が、保険契約者に対し保険契約を解除することを請求することができる権利（被保険者による解除請求権）を規定している点において、従来の商法にはない新しい制度が導入されている。